

働きやすい服装の通年実施の試行について
～『多様性』と『調和』を実現するワークスタイルの推進～

1 通年の働きやすい服装について

趣旨

働きやすいと感じる執務環境は、職員一人ひとり異なることや、社会情勢の変化（生活様式の多様化、SDGs、脱炭素化の推進）を踏まえ、働き方改革の一環として、上着やネクタイの着用という慣例にとらわれず、職員それぞれの多様性や自主性を認めていきながら、職員一人ひとりが最大限の力を発揮できる執務環境や雰囲気を出します。

働きやすい服装の通年実施により、自由かつ柔軟な発想を促進し、より創造的な職場を目指すとともに市民サービスの一層の向上を図ることを目的とします。

(1) 誰もが働きやすい快適な職場づくり

働きやすさの感じ方は、職員一人ひとり異なります。職員それぞれが働きやすいと感じる服装で勤務することで、誰もが快適に働くことができ、効率の良い働き方を実現します。

(2) 自由で明るい職場の雰囲気づくり

慣例にとらわれない自由で明るく、親しみやすい職場の雰囲気を醸成していき、市民及び職員同士のコミュニケーションを活性化させ、柔軟で新たなアイデアを出し、市民サービスの向上につなげます。

(3) 職員自ら行動する力を育む

市職員としての自覚と責任をもって、それぞれが働きやすい服装を選択することで、職員一人ひとりの成長の原動力となる『自律的に判断し自ら主体的に行動する力』を育みます。

2 服装の基準について

(1) 庁内の場合

ア 上着を着用しない、ノーネクタイとする等の軽装を職員自ら判断し、職場環境を踏まえた服装とします。

※働きやすい服装の通年化において、上着やネクタイの着用は自由です。

イ TPO（時、場所、場合に即した対応）によって使い分けを行います。

※市民参加の会議や式典等への出席など、社会通念上必要と考えられる場における上着やネクタイの着用については、各所属において判断するものとします。

ウ 市民等に不快感を与えず、職務遂行に支障が生じないように配慮します。

※公務員として品位を損なわない節度ある服装とし、華美な服装は避け、公私を

わきまえた服装を心掛けます。

エ 市議会本会議、委員会等に出席する場合は従来通りの対応とします。

(2) 庁外の場合

ネクタイ・ジャケットの着用を基本とした適切な服装とします。

なお、夏期はクールビズを基本としますが、式典や会議等に出席する場合は相手方に失礼のない服装とします。

3 試行期間について

令和5年11月1日～令和6年10月31日

※試行期間中に実施する職員アンケート等を参考に本格実施するか判断します。

4 対象となる職員

全職員（会計年度任用職員を含む。）

※ただし、職務上において、被服の指定のある職員等は対象外とします。

人事課任用・給与担当
外線 36-7135